

平成29年2月27日

## 今回のテーマ

### ●自動移換のデメリット

企業型確定拠出年金には「自動移換」という仕組みがあります。

既にご存知の方も多いと思いますが、改めて自動移換についておさらいしてみたいと思います。

### ●自動移換とは

退職などで企業型年金の加入者資格を喪失後、6か月以内に他の企業型年金または個人型年金に移換手続きをとらなかった場合、国民年金基金連合会に加入記録と年金資産が自動的に移換されることをいいます。

なお、この際、年金資産は現金化されます。

### ●自動移換となる「6か月」の計算方法

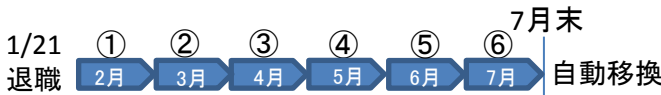
6か月の計算は、「加入者資格喪失日の属する月の翌月から6か月」となります。

退職に伴う加入者資格喪失の場合は、退職日の翌日が加入者資格喪失日となりますので、特に月末退職の場合は注意が必要です。

#### 例1 1月20日退職

(⇒加入者資格喪失日は1月21日)

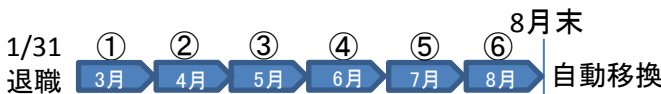
2月から起算して6か月となるため、7月末が移換手続きの期限となり、8月に入ると自動移換手続きが行われます。



#### 例2 1月31日退職

(⇒加入者資格喪失日は2月1日)

3月から起算して6か月となるため、8月末が移換手続きの期限となり、9月に入ると自動移換手続きが行われます。



### ●自動移換のデメリット

自動移換となった場合、デメリットが生じますので注意が必要です。

(1)自動移換に関して手数料が年金資産から引かれます。その分、年金資産は目減りしていきます。

#### 自動移換時

退職者



特定運営管理機関手数料：3,240円  
国民年金基金連合会手数料：1,029円

----- (自動移換中) 特定運営管理機関手数料：51円 (毎月) -----

#### 自動移換先から移換



加入者・運用指図者



特定運営管理機関手数料：1,080円

(2)自動移換状態のまま老齢給付金、障害給付金を受け取ることはできません。企業型または個人型に移換後、受け取ることになります。

(3)自動移換中は確定拠出年金の加入期間（通算加入者等期間といいます）とならないため、老齢給付金の受給開始年齢が遅くなる可能性があります。

加入期間 (通算加入者等期間)	受給可能年齢
10年以上	60歳
8年以上10年未満	61歳
6年以上8年未満	62歳
4年以上6年未満	63歳
2年以上4年未満	64歳
1か月以上2年未満	65歳

確定拠出年金は長期的な資産形成を目的とした年金制度ですので、自動移換とせずに自身の年金資産を移換し運用を継続していくことが重要です。

■当資料は確定拠出年金の運営管理機関である岡三証券が取扱う確定拠出年金向け商品をご紹介しますためのものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25条）に基づく開示資料ではありません。■当資料は、委託会社の運用データに基づいて編集・作成されたものですが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合は為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。■保険商品は、債券など値動きのある証券等に投資しますので、所定の解約控除（市場価格調整）を適用することがあります。この場合、控除後の解約払戻金が元本（払込保険料相当額）を下回ることがあります。